

木材利用ポイント申請の手引き

Ver1

お問い合わせ先・申請書類の提出先

木材利用ポイント申請受付事務局

〒163-0426

東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング26階

TEL : 03-6837-7193

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く） 9:30～17:30

Email : mokuzai-point@jtb.com

目次

木材利用ポイント事業の概要	2
省エネ改修に関する都の助成金について	5
申請にあたりご準備いただく書類について	6
1.木材利用ポイント交付申請書【新築等】	8
2.木材利用ポイント交付申請書【内装木質化】	9
3.住宅工事証明書	10
4.内装木質化の施工証明書	11
5.木材納品証明書（多摩産材）	12
6.木材納品証明書（国産木材）	13
7.使用木材が国産木材であることが確認できる書類	14
8.東京ゼロエミ住宅認証書の写し	15
9.東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付決定通知書の写し	16
10. 検査済証の写し	17
11.工事契約書等または売買契約書の写し	18
12.住宅工事完成写真	19
13.施工箇所毎の内装木質化完成写真	20
14.申請者の住民票の写し	21
15.交付申請者本人確認書類	22
16.交付要件等確認書兼誓約書	23
17.手続代行に関する誓約書	24
1.特定工事証明書	25
2.技能士資格者であることを証明する書類の写し	26
3.技能士資格者と特定工事を実施した事業者の 雇用関係を確認できる書類の写し	27
4.特定工事の完成写真	28
送付申請書類チェックシート	29
申請書類送付・発送	31

木材利用ポイント事業の概要

木材利用ポイント事業

「東京の木 多摩産材」（以下、「多摩産材」という。）の需要拡大を図るため、多摩産材を一定量以上使用した住宅を新築した方又は内装木質化した方を対象に、使用した多摩産材及び国産木材の量に応じて、東京の特産物等の贈呈品と交換できる木材利用ポイント（以下、「ポイント」という。）を交付する事業です。

ポイントを交付する対象住宅の要件

<新築等に係るポイント交付の対象住宅>

- 都内において建主が自ら居住するために新築等した戸建住宅であること
- 令和4年4月1日以降に完成した住宅であること
- 建築基準法等の関係法令に適合している住宅であること
- 東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年6月28日付31環地環第86号）第18条第1項に基づき認証審査機関から東京ゼロエミ住宅の認証を受けた住宅であること
- 多摩産材を1棟当たり4 m³以上使用していること

<内装木質化に係るポイント交付の対象住宅>

- 都内において施主が自ら居住する住宅であること
- 以下に掲げるいずれかの都の助成金等の交付を受けて、助成対象設備の設置若しくは省エネ改修がされた住宅であること
 - ・ 既存住宅における省エネ改修促進事業実施要綱（令和4年5月26日付4 環地地第40号）に基づく助成金
 - ・ 東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱（令和4年7月13日付4 住民画第246号）に基づく補助金
- 令和5年4月1日以降に内装木質化が完了した住宅であること
- 上述の内装木質化は、床又は内壁の室内に面する部分に、多摩産材9 m²以上使用していること

対象住宅1件あたりの交付ポイント数

<新築等に係るポイント交付の対象住宅>

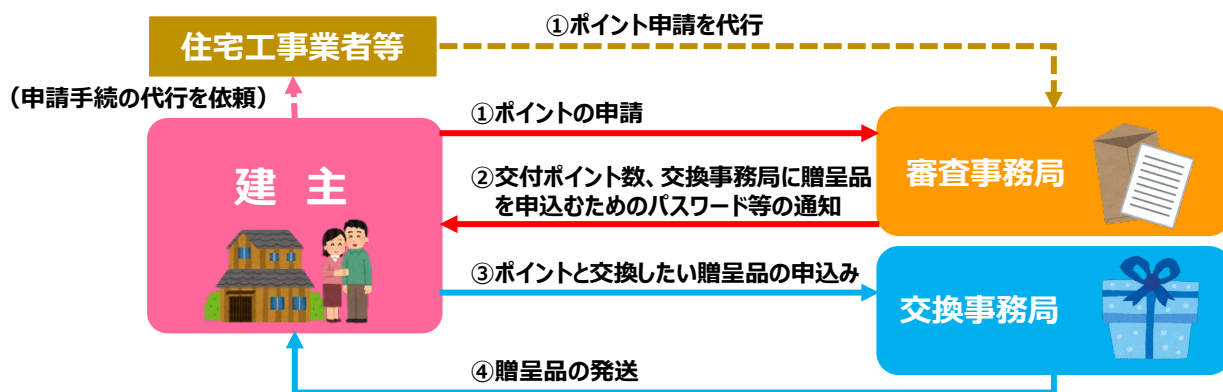
- 最大60万ポイント
- 多摩産材利用量 1 m³当たり8万ポイント 国産木材利用量 1 m³当たり1万ポイント

<内装木質化に係るポイント交付の対象住宅>

- 最大30万ポイント
- 多摩産材利用量 1 m²当たり3千ポイント 国産木材利用量 1 m²当たり2千ポイント

木材利用ポイント事業の概要

ポイントの申請から贈呈品との交換までの流れ



ポイント申請者について

木材利用ポイントの申請は、以下①、②、③のいずれかの方が行うことができます。

- ① 対象住宅の新築等の建主
- ② 対象住宅の内装木質化の施主
- ③ 上記①の建主、②の施主から申請手続きの代行を依頼された方（住宅工事業者等）

なお、①の建主及び②の施主の現住所は都内に限りますが、③の手続代行者や住宅工事業者の所在地は、都内外を問いません。

また、対象住宅の内装等の写真について、多摩産材のPRのために使わせていただけるか東京都から依頼する場合がございます。その際は、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

申請方法について

必要な書類(6～7ページ参照)をご準備いただき、申請受付事務局へ郵送をお願いします。

【令和5年度のポイント申請期限】

令和5年9月29日（金曜日）から令和6年2月16日（金曜日）まで

オンラインでポイント交換申請ができない場合は、令和6年1月26日（金曜日）まで※必着

申請は先着順にて受付し、ポイントの申請総数が予算枠に達した場合は、上記の申請期間内でも受付を終了します。受付の終了はホームページでお知らせします。

なお、提出された申請書及び添付書類は返却いたしません。

木材利用ポイント事業の概要

ポイント交付について

審査の結果、ポイントを交付することが決定した方には、申請受付事務局から、交付ポイント数及び交換事務局に贈呈品を申込みためのウェブカタログURL、ログインID、パスワード等を書面でお知らせします。なお、ポイントを交付された方は、交換事務局によるアンケートにご協力をお願いいたします。

ポイントと贈呈品の交換について

ポイントと交換する贈呈品の申込は、基本的にウェブカタログをご覧ください、オンラインで行ってください。オンラインでのお手続きが困難な方は、交換事務局に申し出ていただき、紙のカタログと申込用紙をお受け取りください。

【令和5年度に交付されたポイントの交換申込期限】

- ①オンライン申込の場合 : 令和6年3月15日（金曜日）
- ②紙の申込用紙の場合 : 令和6年2月29日（木曜日）※必着

ポイントと交換できる贈呈品

贈呈品の内容は、交換事務局のウェブカタログをご確認ください。

（贈呈品例）

- 東京の農林水産物、伝統工芸品
- 国産木材製品
- 東京の森林整備や林業振興に資するサービス等
- 都内に事業所を有する技能士（左官、畳製作、建具製作）が製作した漆喰等、畳、木製建具のいずれかを対象住宅に施した場合に限り、商品券等とポイントの一部を交換可能

多摩産材認証制度

多摩地域で生育し、適正に管理された森林から生産された木材を多摩産材として証明する制度です（産地認証）。

多摩産材の認証は、森林関係団体、森林所有者、製材業者などで構成される「東京の木多摩産材認証協議会」により行われます。

認証制度の詳細は[一般社団法人東京都森林協会](#)のホームページをご参照ください。

認証された多摩産材は、東京の木多摩産材認証協議会から登録事業者として認定された製材事業者から購入できます。

多摩産材情報センターで、多摩産材の製品や調達に関するご相談に対応しています。



一般社団法人東京都森林協会

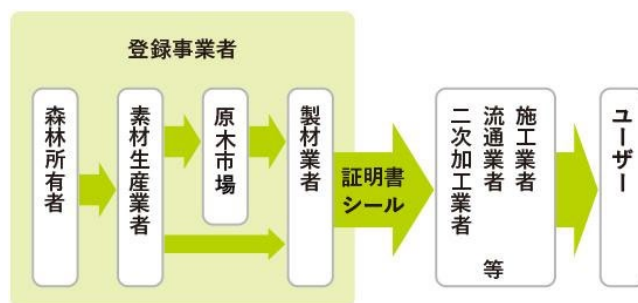


多摩産材情報センター

木材利用ポイント事業の概要

多摩産材の認証のしくみ

対象となる森林から生産された木材で、生産から販売までの全ての流通工程で多摩産材認証登録事業者が扱う木材及び製材品を言います。



東京ゼロエミ住宅

- 「東京ゼロエミ住宅」とは、都独自に定めた、高い断熱性能を持った断熱材や窓を用いたり、高い省エネ性能を有する家電製品などを取り入れた住宅です。
- 東京ゼロエミ住宅の建築主には助成金が交付されます。
- 東京ゼロエミ住宅の認証制度や助成事業の詳細については、QRコードのリンク先をご確認ください。
- なお、「東京ゼロエミ住宅」の助成金と、木材利用ポイントは併給することができます。
- 「東京ゼロエミ住宅」の助成金を交付されていない場合でも、「東京ゼロエミ住宅認証書」を交付されていれば、ポイントを申請できます。



省エネ改修に関する都の助成金について

既存住宅における省エネ改修促進事業実施要綱（令和4年5月26日付4環地地第40号）に基づく助成金

- 省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドア・断熱材への改修に対する補助になります。
- 既存住宅における省エネ改修促進事業の詳細については、下記URLでご確認ください。
https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ene_reform/ene_reform_r05



東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱（令和4年7月13日付4住民画第246号）に基づく助成金

- 東京都既存住宅省エネ改修促進事業の詳細については、下記URLでご確認ください。
https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/shouene.html

新築等の申請に必要な書類

申請者作成	事業者作成	No.	書類名
●		1	木材利用ポイント交付申請書 [新築等] (別記第 1 号様式)
	●	3	住宅工事証明書 (別記第 2 号様式)
	●	5	木材納品証明書 (多摩産材) (別記第 5 号様式)
	●	6	木材納品証明書 (国産木材) (別記第 6 号様式)
	●	7	使用木材が国産木材であることが確認できる書類
●		8	東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱第18条第 1 項に基づく東京ゼロエミ住宅認証書の写し
●		10	建築基準法に基づく検査済証の写し
●		11	工事契約書等または売買契約書の写し
●		12	住宅工事完成写真
●		14	申請者の住民票の写し
●		15	交付申請者本人確認書類
●		16	交付要件等確認書兼誓約書 (別記第 7 号様式)
		17	手続代行に関する誓約書 (別記第 8 号様式)
		18	その他都が必要と認める書類
	●	1	特定工事証明書 (別記第 9 号様式)
	●	2	技能士資格者であることを証明する書類の写し
	●	3	技能士資格者と特定工事を実施した事業者の雇用関係を確認できる書類の写し
●		4	特定工事の完成写真

内装木質化の申請に必要な書類

申請者作成	事業者作成	No.	書類名
●		2	木材利用ポイント交付申請書 [内装木質化] (別記第3号様式)
	●	4	内装木質化の施工証明書 (別記第4号様式)
	●	5	木材納品証明書 (多摩産材) (別記第5号様式)
	●	6	木材納品証明書 (国産木材) (別記第6号様式)
	●	7	使用木材が国産木材であることが確認できる書類
●		9	省エネ改修に関する都の助成金が交付されたことが確認できる 通知書等の写し
●		11	工事契約書等の写し
●		13	施工箇所毎の内装木質化完成写真
●		14	申請者の住民票の写し
●		15	交付申請者本人確認書類
●		16	交付要件等確認書兼誓約書 (別記第7号様式)
		17	手続代行に関する誓約書 (別記第8号様式)
		18	その他都が必要と認める書類
	●	1	特定工事証明書 (別記第9号様式)
	●	2	技能士資格者であることを証明する書類の写し
	●	3	技能士資格者と特定工事を実施した事業者の雇用関係を 確認できる書類の写し
●		4	特定工事の完成写真

□ 記載内容をチェック

別記第1号様式

記入日 年 月 日

(木材利用ポイント事業 審査事務局宛で)

木材利用ポイント交付申請書[新築等]

東京都が定める木材利用ポイント事業実施要綱に同意のうえ、同要綱第7条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

1	氏名	ふりがな <input type="text"/>	電話番号 <input type="text"/>	
		携帯番号 <input type="text"/>	メールアドレス <input type="text"/>	
		住所 〒 <input type="text"/>		電話番号 <input type="text"/>
				メールアドレス <input type="text"/>

2 住宅工事業者

3	法人名 <input type="text"/>	代表者職・氏名 <input type="text"/>
	所在地 〒 <input type="text"/>	
	担当部署名 <input type="text"/>	電話番号 <input type="text"/>
	担当者氏名 <input type="text"/>	メールアドレス <input type="text"/>

3 手続代行者 (申請に係る手続きを代行者に依頼する場合に記入してください。)

4	法人名 <input type="text"/>	担当者氏名 <input type="text"/>
		電話番号 <input type="text"/>
	メールアドレス <input type="text"/>	

4 確認事項 ※下記事項については、手引き等を確認し理解した上で□に✓を記入すること。

5	建主と対象住宅の住所(地番)は工事請負契約書又は売買契約書で確認することを理解している。	□
	工事完了日は建築基準法に基づく検査証の発行日により確認することを理解している。	□
	対象住宅の住所(地番)は都内であり、かつ交付申請以降、住所(地番)の変更はできないことを理解している。	□
	申請者は、対象住宅の建主と同一である。また、交付申請以降、申請者の変更はできないことを理解している。	□

5 申請ポイント (使用材積合計)※ (申請ポイント数)

6	多摩産材使用分	80,000	ポイント	×	<input type="text"/>	m ³	=	<input type="text"/>	ポイント
	国産木材使用分	10,000	ポイント	×	<input type="text"/>	m ³	=	<input type="text"/>	ポイント

※別記第2号様式に記載した多摩産材及び国産木材の使用材積と合わせる。

6 対象住宅における特定工事の有無

7	対象住宅において実施要綱別紙2に規定する特定工事を実施している。	はい・いいえ いずれかに○をすること
----------	----------------------------------	-----------------------

(日本産業規格A列4番)

確認内容

- 1

- 対象住宅の建主の氏名が記載されているか？
 - 他の書類に記載されている建主の氏名と一致しているか？(第2,7,8号様式、その他添付書類(東京ゼロエミ住宅認証書、検査済証、工事契約書等))
- 2

- 対象住宅の住所(都内)が記載されているか？
 - 他の書類に記載されている住所と一致しているか？(第2,5~9号様式、本人確認書類)
- 3

- 住宅工事業者と締結した工事契約書等又は売買契約書の写しが添付されているか？
- 4

- 申請の手続きの代行業に第三者に依頼した場合、記入すること
- 5

- チェックボックス□に「✓」があるか？
- 6

- 住宅工事証明書(第2号様式)における使用木材の材積と一致しているか？
- 7

- いずれかに○をすること。

□ 記載内容をチェック

別記第3号様式

記入日 年 月 日

(木材利用ポイント事業 審査事務局宛て)

木材利用ポイント交付申請書[内装木質化]

東京都が定める木材利用ポイント事業実施要綱に同意のうえ、同要綱第7条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

1	氏名	ふりがな <input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>
			携帯番号	<input type="text"/>
			メールアドレス	<input type="text"/>
2	住所	<input type="text"/>		

2 住宅工事業者

3	法人名	<input type="text"/>	代表者職・氏名	<input type="text"/>
	所在地	<input type="text"/>		
	担当部署名	<input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>
	担当者氏名	<input type="text"/>	メールアドレス	<input type="text"/>

3 手続代行者 (申請に係る手続きを代行者に依頼する場合に記入してください。)

4	法人名	<input type="text"/>	担当者氏名	<input type="text"/>
			電話番号	<input type="text"/>
	メールアドレス	<input type="text"/>		

4 確認事項 ※下記事項については、手引き等を確認し理解した上で□に✓を記入すること。

5	・施主と対象住宅の住所(地番)は工事請負契約書で確認することを理解している。	<input type="checkbox"/>
	・対象住宅の住所(地番)は都内であり、かつ交付申請以降、住所(地番)の変更はできないことを理解している。	<input type="checkbox"/>
	・申請者は、対象住宅の内装木質化の施主と同一である。また、交付申請以降、申請者の変更はできないことを理解している。	<input type="checkbox"/>

5 申請ポイント (床又は内壁の室内に面する部分への使用面積)※ (申請ポイント数)

6	多摩産材使用分	3,000	ポイント	×	<input type="text"/>	m ²	=	<input type="text"/>	ポイント
	国産木材使用分	2,000	ポイント	×	<input type="text"/>	m ²	=	<input type="text"/>	ポイント

※別記第4号様式に記載した多摩産材及び国産木材の各使用面積の小数点以下を切捨てた数値を記載すること。

6 対象住宅における特定工事の有無

7	対象住宅において実施要綱別紙2に規定する特定工事を実施している。	はい・いいえ いずれかに○をすること
----------	----------------------------------	-----------------------

(日本産業規格A列4番)

確認内容

1

- 対象住宅の建主の氏名が記載されているか？
- 他の書類に記載されている建主の氏名と一致しているか？(第4,7,8号様式、その他添付書類(助成金の確定通知書等の写し、工事契約書等))

2

- 対象住宅の住所(都内)が記載されているか？
- 他の書類に記載されている住所と一致しているか？(第3~9号様式、本人確認書類)

3

- 住宅工事業者と締結した工事契約書等の写しが添付されているか？

4

- 申請の手続きの代行を第三者に依頼した場合、記入すること

5

チェックボックス□に「✓」があるか？

6

内装木質化の施工証明書(第4号様式)における使用木材の施工面積と一致しているか？

7

いずれかに○をすること。

捺印漏れがないかチェック

記載内容をチェック

別記第2号様式

記入日 年 月 日

1 住宅工事業者 郵便番号 -

所在地

法人名

代表者職・氏名 印

住宅工事証明書

下記のとおり、木材利用ポイントの交付申請[新築等]に係る対象住宅の工事を行ったことを証明します。

記

2 第1 対象住宅の住所(地番)

第2 対象住宅の建主の氏名

3 第3 使用木材の材積

多摩産材の材積 ※小数点以下切捨て	<input type="text"/>	m ³
国産木材の材積 ※小数点以下切捨て	<input type="text"/>	m ³

4 木材納品証明書(多摩産材) 供給業者名

多-①	<input type="text"/>
多-②	<input type="text"/>
多-③	<input type="text"/>
多-④	<input type="text"/>
多-⑤	<input type="text"/>

5 木材納品証明書(国産木材) 供給業者名

国-①	<input type="text"/>
国-②	<input type="text"/>
国-③	<input type="text"/>
国-④	<input type="text"/>
国-⑤	<input type="text"/>

6 第4 特定工事の実施 ※対象住宅の内装に施したものの口に✓を記入すること。

	指定資材	技能士資格	製作した事業者名
<input type="checkbox"/>	塗り壁	左官技能士	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	木製建具	建具製作技能士	<input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	畳	畳製作技能士	<input type="text"/>

(日本産業規格A列4番)

確認内容

- 1**
 - 対象住宅の工事を行った事業者が捺印しているか？
 - 交付申請書（第1号様式）における住宅工事業者欄と法人名等が一致しているか？
- 2**
 - 交付申請書（第1号様式）の申請者欄における氏名、住所と一致しているか？
- 3**
 - 多摩産材の材積は4 m³以上か？
 - 交付申請書（第1号様式）における使用木材の材積と一致しているか？
 - 木材納品証明書（第5～6号様式）における材積の合計以下の数値が記載されているか？
- 4**
 - 対象住宅に多摩産材を供給した業者名が記載されているか？
 - 供給事業者毎に木材納品証明書（第5号様式）を添付しているか？
- 5**
 - 対象住宅に国産木材を供給した業者名が記載されているか？
 - 供給事業者毎に木材納品証明書（第6号様式）を添付しているか？
- 6** 対象住宅に特定工事を実施した場合
 - チェックボックス□に「✓」があるか？
 - 製作した事業者名は、特定工事証明書（第9号様式）の事業者名と一致しているか？

4.内装木質化の施工証明書

事業者作成

捺印漏れがないかチェック

記載内容をチェック

確認内容

別記第4号様式

記入日 年 月 日

1

住宅工事業者	郵便番号	-
	所在地	
	法人名	
	代表者職・氏名	
		印

内装木質化の施工証明書

下記のとおり、木材利用ポイントの交付申請[内装木質化]に係る対象住宅の内装木質化を施工したことを証明します。

記

2 第1 対象住宅の住所(地番) 第2 内装木質化の施主の氏名

3 第3 施工面積

多摩産材/ 国産木材の別	施工箇所	部位	施工面積計算		
			縦【A】(mm)	横【B】(mm)	施工面積【C=A*B/1000000】(㎡)
					0.00
					0.00
					0.00
					0.00
					0.00
					0.00
					0.00
					0.00
					0.00
多摩産材の使用面積 計					0.00
国産木材の使用面積 計					0.00

(注1)「区域」欄には「1階居間」「2階部屋①」「1階廊下」等、「部位」欄には、「床」「壁」「天井」等と記入すること。
(注2) 施工面積は、小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めで記載すること。

4 多摩産材の供給業者名

多-①	
多-②	
多-③	

国産木材の供給業者名

国-①	
国-②	
国-③	

5 第4 特定工事の実施 ※対象住宅の内装に施したものの口に✓を記入すること。

	指定資材	技能士資格	製作した事業者名
<input type="checkbox"/>	塗り壁	左官技能士	
<input type="checkbox"/>	木製建具	建具製作技能士	
<input type="checkbox"/>	畳	畳製作技能士	

(日本産業規格A列4番)

- 1** 対象住宅の工事を行った事業者が捺印しているか？
交付申請書（第3号様式）における住宅工事業者欄と法人名等が一致しているか？
- 2** 交付申請書（第3号様式）の申請者欄における氏名、住所と一致しているか？
- 3** 多摩産材での施工面積は9㎡以上か？
交付申請書（第3号様式）における床又は内壁の室内に面する部分への使用面積と一致しているか？
- 4** 対象住宅に多摩産材及び/又は国産木材を供給した業者名が記載されているか？
供給事業者毎に木材納品証明書（第5号様式、第6号様式）を添付しているか？
- 5** 対象住宅に特定工事を実施した場合
チェックボックス□に「✓」があるか？
製作した事業者名は、特定工事証明書（第9号様式）の事業者名と一致しているか？

- 11 -

5.木材納品証明書 (多摩産材)

事業者作成

- 捺印漏れがないかチェック
- 記載内容をチェック

確認内容

1

- ・対象住宅に多摩産材を供給した業者が捺印しているか？
- ・住宅工事証明書 (第2号様式) 又は内装木質化の施工証明書 (第4号様式) における多摩産材の供給業者名 (多-①～)と一致しているか

2

交付申請書 (第1号様式又は第3号様式) における申請者の住所と一致しているか

3

交付申請書 (第1号様式又は第3号様式) における住宅工事業者の法人名、代表者氏名と一致しているか

4

- ・単材積及び材積の計算に間違いはないか？
- ・材積の合計値は、住宅工事証明書 (第2号様式) における多摩産材の材積 (小数点以下切捨て) よりも大きいのか？

別記第5号様式

年 月 日

1

供給業者	郵便番号	所在地
	法人名	代表者職名
	氏名	氏名
	電話番号	印

木材納品証明書 (多摩産材)

以下のとおり、木材利用ポイントの交付申請に係る対象住宅の新築等又は内装木質化において多摩産材を供給したことを証明します。

2 第1 供給先の対象住宅の住所(地番)

3 第2 対象住宅の住宅工事業者

法人名	代表者氏名
-----	-------

4 第3 納品した多摩産材の材積

樹種	断面寸法 (mm)			数量 (本、枚など) [D]	単材積 (m ³) 【E=A*B*C / 1000000000】	材積 (m ³) 【D*E】
	厚[A]	巾[B]	長さ[C]			
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
	合計 (m ³)					0.0000

(注1) 内装木質化に係る申請の場合、第3の表は、「樹種」及び「材積」欄の記載のみで可とする。
 (注2) 納品書等で確認できる場合は、当該書類の写しを提出することにより、第3の表の記載を省略することができる。
 (注3) 供給業者が多摩産材認証協議会の登録事業者以外の場合は、登録事業者から多摩産材を納入したことが確認できる書類を添付すること。
 (注4) 木質材料を供給した場合は、「樹種」欄に製品名を記載し、当該材料の材積の過半以上を多摩産材が占めることを示す書類を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

6.木材納品証明書（国産木材）

事業者作成

捺印漏れがないかチェック

記載内容をチェック

確認内容

1

- 対象住宅に国産木材を供給した業者が捺印しているか？
- 住宅工事証明書（第2号様式）又は内装木質化の施工証明書（第4号様式）における国産木材の供給業者名（国-①～）と一致しているか

2

交付申請書（第1号様式又は第3号様式）における申請者の住所と一致しているか

3

交付申請書（第1号様式又は第3号様式）における住宅工事業者の法人名、代表者氏名と一致しているか

4

- 単材積及び材積の計算に間違いはないか？
- 材積の合計値は、住宅工事証明書（第2号様式）における国産木材の材積（小数点以下切捨て）よりも大きいのか？

別記第6号様式

年 月 日

1

供給業者	郵便番号	
	所在地	
	法人名	
	代表者職・名	印
	氏名	
	電話番号	

木材納品証明書(国産木材)

以下のとおり、木材利用ポイントの交付申請に係る対象住宅の新築等又は内装木質化において国産木材を供給したことを証明します。

2 第1 供給先の対象住宅の住所(地番)

3 第2 対象住宅の住宅工事業者

法人名		代表者氏名
-----	--	-------

4 第3 納品した国産木材の材積

樹種	断面寸法 (mm)			数量 (本、枚など)	単材積 (m ³) 【E=A*B*C /1000000000】	材積 (m ³) 【D*E】
	厚【A】	巾【B】	長さ【C】			
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
					0.0000	0.0000
合計(m ³)						0.0000

(注1)内装木質化に係る申請の場合、第3の表は、「樹種」及び「材積」欄の記載のみで可とする。
 (注2)納品書等で確認できる場合は、当該書類の写しを提出することにより、第3の表の記載を省略することができる。
 (注3)木質材料を供給した場合は、「樹種」欄に製品名を記載し、当該材料の材積の過半以上を国産木材が占めることを示す書類を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

- 13 -

7.使用木材が国産木材であることが 確認できる書類

対象住宅において、合法的に伐採された木材が使用されていることを証明する書類の写しとする。

例)

①〇〇県産材証明書

都道府県毎の独自の制度に基づく、当該地域の森林から生産された木材であることの証明です。

②木材表示推進協議会（FIPC）の会員が発行する合法性の証明書

木材表示推進協議会（FIPC）の会員は、木材製品の樹種、原産地、加工種等とともに、合法的に伐採された木材であることを証明できます。



③合法木材供給事業者が発行する証明書

林野庁のガイドラインに基づき「合法木材供給事業者」として認定された事業者は、納品書のほか独自の証明書により、合法的に伐採された木材であることを証明できます。

※納品書を活用した証明

納品書（出荷伝票）

番号 2005010001
令和 年 月 日

証明に必要な事項（認定番号）を記載して下さい。

〇〇〇〇製作所
認定工場番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
店名：〇〇 〇〇 印
住所：〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番地
電話：〇〇-〇〇〇〇-XXXX

発地（出荷場所）
着地（輸入場所）

樹種	品等	寸法	数量	用材種	材積	備	備	備考

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

証明に必要な事項（合法木材であることを）を記載して下さい。

合法木材証明書

番号
令和 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

事業者の所在地：〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番地
事業者の名称：〇〇〇〇〇〇
代表者の氏名：〇〇 〇〇
団体認定：号：0000

下記（ ）は、合法的に伐採された木材のみを原料としており、（ ）をしようのいたします。

- 1 樹種
- 2 品目（注③）
- 3 数量（注④）

④森林認証材である旨が表示された木材取引書類（出荷伝票等）

森林認証制度とは、森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出された木材・木材製品であることを証明するものです。（例：森林管理協議会（FSC®）、PEFC森林認証プログラム（PEFC）、「緑の循環」認証会議（SGEC））




別記第8号様式（第18条第1項関係）

東京ゼロエミ住宅認証書

第 年 月 日

1 (建築主) 様

(認証審査機関)



東京ゼロエミ住宅
TOKYO ZERO EMISSION HOUSE

東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱第16条第1項の規定に基づき申請のあった東京ゼロエミ住宅完了検査申請について、同要綱第3条の規定に基づく東京ゼロエミ住宅指針に適合していることから、同要綱第18条第1項の規定に基づき下記のとおり交付します。

記

1	申請年月日	()
2	住宅の名称	()
3	住宅の位置	()
4	単位住戸及び共用部分（人の居住の用に供するものに限る。）の床面積の合計	()
5	集合住宅等の場合、その単位住宅の数	()
6	適合状況を確認した水準	()
7	適合状況を確認する際に選択した基準	()
8	確認を行った認証審査員の氏名	()
9	設置される太陽光発電システムの出力	()
10	東京ゼロエミ住宅におけるオール電化への該当の有無	()

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱は東京都が家庭部門のエネルギー消費量の削減に向けた住宅の断熱性能、省エネルギー性能及び創エネルギー性能向上及び住宅の環境性能の品質の確保について必要な事項を定めたものです。

東京都環境局

確認内容

1

- 交付申請書（第1号様式）の申請者欄における氏名と一致しているか？
- 売買契約で購入した場合など、ゼロエミ住宅の建築主と、申請者が一致しない場合は、売買契約書等により当該住宅がゼロエミ住宅認証を受けていることが確認できること

2

- 検査済証及び工事契約書等に記載されている対象住宅の住所（地番）と一致しているか？

9.東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金 交付決定通知書の写し

確認内容

第2号様式（第10関係）

住民画第 号
年 月 日

1 殿 東京都知事

年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金については、下記により交付することを決定したので、東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱第10第1項の規定により通知する。

記

1 交付予定金額	円
2 補助金の種類	<input type="checkbox"/> 省エネ診断等 <input type="checkbox"/> 省エネ化等のための計画の策定等 <input type="checkbox"/> 省エネ改修等 <input type="checkbox"/> 構造補強工事のための計画の策定を含む。 <input type="checkbox"/> 構造補強工事を含む。 <small>(ZEH水準全体改修の場合に限る。) (ZEH水準全体改修の場合に限る。)</small>
3 建築物の概要	
名称	:
(一部住戸の場合の号室)	:
所在地	: 東京都
4 条件等	
一	東京都補助金等交付規則及び東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱を遵守すること。
二	この補助金の対象となる事業は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
三	補助金交付申請額の変更等が生じた場合は補助金交付変更申請書（別記第7号様式）に、補助事業の内容を変更しようとする場合で、交付決定額に変動が生じないときは内容変更承認申請書（別記第13号様式）に、補助事業を中止し又は廃止する場合は中止・廃止申請書（別記第14号様式）に、提出書類一覧のうち必要な書類を添えて知事に申請しなければならない。
四	補助対象事業費について、本補助金以外に都若しくは国から交付される補助金等又は区市町村から交付される補助金等（原資に都費を含むものに限る。）を受給しないこと。
五	東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付要綱第12第1項に規定する行為があったときは、この交付決定を取り消すものとする。

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

1

• 交付申請書（第3号様式）の申請者欄における氏名と一致しているか？

2

• 工事契約書等に記載されている対象住宅の住所（地番）と一致しているか？

第二十四号様式（第四条の六関係）

建築基準法第7条の2第5項の規定による

例 検査済証

第 00000 号
令和 00 年 00 月 00 日

1 建築主、設置者又は築造主
〇〇 〇〇 様

下記に係る工事は、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査の結果、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第7条の1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 確認済証番号 第 00000 号
2. 確認済証交付年月日 令和 00 年 00 月 00 日
3. 確認済証交付者 〇〇〇〇〇
4. 建築場所（設置場所又は築造場所）
2 〇〇〇〇〇

5. 検査を行った建築物、構築物、備若しくは工作物又はその部分の概要
【1. 建築物の名称】 〇〇〇 邸
【2. 主要用途】 戸建ての住宅
【3. 工事種別】 築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替
【4. 申請種別】 1 棟
【5. 主たる建築物の構造】 木造
【主たる建築物の階数】 地階を除く階数（地上階数） 2 階
地階の階数 0 階
【容積率（適用）】 有 無
 道路高さ制限 隣地高さ制限 北側高さ制限

6. 検査後も引き続き建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合は、その根拠となる規定及び不適合の規定

7. 検査年月日 3 令和 00 年 00 月 00 日

8. 検査を行った確認検査員氏名
〇〇〇〇〇

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

※受付番号 第 00000 号

確認内容

1

- 交付申請書（第1号様式）の申請者欄における氏名と一致しているか？
- 売買契約で購入した住宅の場合など、検査済証の建築主と、申請者が一致しない場合は、売買契約書等により当該住宅が検査済であることが確認できること

2

東京ゼロエミ住宅認証書及び工事契約書等に記載されている対象住宅の住所（地番）と一致しているか？

3

検査年月日は、令和4年4月1日以降か？

11. 工事契約書等または売買契約書の写し

申請者作成

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

建設工事請負契約書

1、工事名 〇〇〇〇〇〇建築工事

2、工事内容

3、工事場所

4、工期 着手 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 完成 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
 引渡 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

5、請負金額 金 円(税込)

6、支払方法 前払金() 金 円(税込)
 部分払() 金 円(税込)
 竣工払(工事完了確認後) 日以内 金 円(税込)
 金 円(税込)

7、調停人 〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇 印

8、その他 解体工事要する費用など

本書を 通作成し、発注者及び受注者それぞれ1通を保有する。※要保管

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〒000-0000 〇〇県〇〇町〇〇1丁目2番地

発注者 〇〇 〇〇 印

住所 〒000-0000 〇〇県〇〇町〇〇2丁目1番地

受注者 〇〇 〇〇 印

確認内容

1

新築の場合、東京ゼロエミ住宅認証書及び検査済証、又は内装木質化の場合、都の助成金の交付を受けて省エネ改修されたことの証明書に記載されている対象住宅の住所（地番）と一致しているか？

2

交付申請書（第1号様式又は第3号様式）の申請者欄における氏名と一致しているか？

3

交付申請書（第1号様式又は第3号様式）の住宅工事業者欄と一致しているか？

▼使用木材について確認できる写真とすること（該当するもののみ提出）。

- ①構造材（全体及び近景）各1枚以上
- ②内装 1枚以上
- ③外構 1枚以上

<p>構造材 （全体及び近景） 各1枚以上</p>	
<p>内装 1枚以上</p>	
<p>外構 1枚以上</p>	

▼使用木材について確認できる写真とすること（該当するもののみ提出）。

①内装 1枚以上（施工箇所毎の内装木質化完成写真が必要）

<p>内装 1枚以上</p>	
--------------------	--

▼ 下記条件を満たす住民票の写しを添付すること。
ただし、交付申請者本人確認書類（22ページ）で、申請者の現住所が確認できる場合は、住民票の写しの添付は省略することができる。

- ① 本籍地及びマイナンバーの記載のないもの。
- ② 発行後3ヶ月以内のもの。

▼ 確認内容

- ① 住民票における申請者の現住所が、木材利用ポイント交付申請書（第1号様式又は第3号様式）における申請者の住所と一致しているか？

▼ 下記書類のうち、いずれかひとつの写しを添付すること。
有効期限のある書類は、申請時点で有効期限内のものとする。

- ①運転免許証
- ②健康保険証
- ③住民基本台帳カード
- ④日本国パスポート
- ⑤外国人登録証明書（もしくは「在留カード」または「特別永住者証明書」）
- ⑥身体障害者手帳
- ⑦療育手帳
- ⑧精神障害者保健福祉手帳

▼ 確認内容

- ①木材利用ポイント交付申請書（第1号様式又は第3号様式）の申請者氏名と一致しているか？
- ②氏名、住所（記号・番号）が見切れておらず、印字文字の認識ができるか？

□ 記載内容をチェック

確認内容

別記第7号様式

交付要件等確認書兼誓約書

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長 殿

私は、東京都が定める木材利用ポイント事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第7条の規定に基づきポイントの交付を申請するに当たり、以下の内容について、誓約します。

年 月 日

1 申請者氏名 (自署)

住所 (交付申請書に記載した住所)

1. ポイント交付の申請について

実施要綱第7条の規定に基づき提出する申請書及び添付書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽、不正の記述を行わない。申請の内容に虚偽、不正の記述をした場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行う。

木材利用ポイント交付要綱(以下「交付要綱」という。)第16条の規定によりポイント交付の決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第17条に規定する贈呈品の返還又は金銭の納付を請求されたときは、これに異議なく応じる。
2. 暴力団排除に関する誓約

申請者が実施要綱第6条各号に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守する。

東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため警視庁へ照会がなされることを了承する。

※この誓約書における「暴力団員等」とは、次に掲げる者をいう。

 - ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
3. 個人情報の利用目的について

本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解する。
4. 交付申請について

本事業の実施要綱、交付要綱、ポイント申請の手引き、よくある質問と回答、ホームページ等を確認し、内容や注意事項等を全て理解したうえで申請する。

提出された申請書を審査事務局が審査した結果、ポイントの交付対象にならない場合があることを理解し、了承する。

ポイント交付数の上限について理解し、了承する。

提出する申請書および添付書類は返却されないことを理解し、了承する。
5. 現地調査及びアンケートの協力について

審査事務局がポイント交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。

ポイント保有者となった際に、交換事務局が行うアンケートに協力する。
6. 手続代行者について(手続代行者に依頼する場合のみ)

申請者及び手続代行者はお互いに連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努める。

審査事務局が発行する各種書類が、申請者へ通知されたことを手続代行者へも連絡する場合があることを理解し、了承する。

(日本産業規格A列4番)

1

- 交付申請書(第1号様式又は第3号様式)に記入された申請者氏名・住所と一致しているか?
- 申請者の自署により氏名が記載されているか?

17. 手続代行に関する誓約書

捺印漏れがないかチェック

記載内容をチェック

確認内容

別記第8号様式

手続代行に関する誓約書

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長 殿

私は、東京都が定める木材利用ポイント事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第7条第3項の規定に基づきポイントの交付申請を代行するに当たり、以下の内容について、誓約します。

年	月	日
---	---	---

手続代行者

1	法人名	代表者職・氏名	印
	所在地		

手続の代行を依頼した申請者

2	氏名	
	住所	

1. ポイント交付の申請について

実施要綱第7条の規定に基づき提出する申請書及び添付書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽、不正の記述を行わない。申請の内容に虚偽、不正の記述をした場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行う。

本事業の実施要綱、木材利用ポイント交付要綱(以下「交付要綱」という。)、ポイント申請の手引き、よくある質問と回答、ホームページ等を確認し、内容や注意事項等を全て理解したうえで審査事務局に必要な申請書類を提出する。

申請者へ本事業の内容を説明し、かつ申請者の意思を確認したうえで申請を行う。

提出された申請書を審査事務局が審査した結果、ポイントの交付対象にならない場合があることを理解し、申請者に周知したうえで申請を行う。

申請者と連携を図り、事業を円滑に推進できるよう努める。

手続代行者が行う手続きについての調査により、手続代行者が実施要綱等の規定に従って手続きを遂行していないと認められ、代行の停止を求められたときは、これに異議なく応じる。

2. 暴力団排除に関する誓約

手続代行者は、暴力団員等に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守する。

東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることを了承する。

※この誓約書における「暴力団員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(日本産業規格A列4番)

1
 ・交付申請書（第1号様式又は第3号様式）における手続代行者の法人名等と一致しているか？
 ・手続代行者による捺印がされているか？

2
 交付申請書（第1号様式又は第3号様式）における申請者の氏名・住所と一致しているか？

1. 特定工事証明書

捺印漏れがないかチェック

記載内容をチェック

確認内容

別記第9号様式

年 月 日

1

事業者	郵便番号				
	所在地				
	法人名				
	代表者職・氏名				
	電話番号				

印

特定工事証明書

以下のとおり、木材利用ポイントの交付申請に係る対象住宅において特定工事を実施したことを証明します。

2 第1 対象住宅の住所(地番)

3 第2 対象住宅の住宅工事業者

法人名		代表者氏名	
-----	--	-------	--

4 第3 特定工事を製作した技能士

氏名		技能士番号	
----	--	-------	--

(注1) 上記の者が技能士資格者であることを証明する書類の写しを添付すること
(注2) 上記の者と事業者の雇用関係が確認できる書類を添付すること

5 第4 使用した指定資材の種類

例) しっくい、珪藻土、木製ドア、障子、い草畳、和紙畳 など

(注3) 上記の指定資材を用いた対象住宅の内装の完成写真を添付すること

(日本産業規格A列4番)

1

- 対象住宅に特定工事を実施した業者が捺印しているか？
- 住宅工事証明書（第2号様式又は第4号様式）で□に「✓」を付けた特定工事の事業者名と一致しているか？
- 所在地は都内か？

2

交付申請書（第1号様式又は第3号様式）における申請者の住所と一致しているか？

3

交付申請書（第1号様式又は第3号様式）における住宅工事業者の法人名、代表者氏名と一致しているか？

4

- 技能検定合格証書の写しを添付しているか？
- 技能検定合格証書に記載されている氏名、技能士番号と一致しているか？

5

対象住宅の内装に施した指定資材（塗り壁、木製建具、畳（畳表に石油化学製品を使用していないもの）のいずれか）が確認できる写真を添付すること。

▼対象住宅に使用した指定資材（塗り壁、木製建具、畳のいずれか）に応じた技能士資格（左官、畳製作、建具製作技能士のいずれか）の技能検定合格証書の写しを添付すること。

- ① 特級・1級・単一等級は、厚生労働大臣印が押印されたA3版の証書の写し。
- ② 2級・3級は、各都道府県の知事印が押印されたA4版の証書の写し。
- ③ 「技能士カード」の写しは不可。

▼ 確認内容

- ① 技能士の氏名及び技能士番号が、特定工事証明書（第9号様式）に記載したものと一致しているか？

3.技能士資格者と特定工事を実施した事業者の 雇用関係を確認できる書類の写し

事業者作成

▼特定工事を実施した事業者が、技能士資格者の雇用者であることが確認できる書類の写しを添付すること。

例)

- ①健康保険被保険者証
- ②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ③市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書 など

■雇用関係を確認するための書類の例

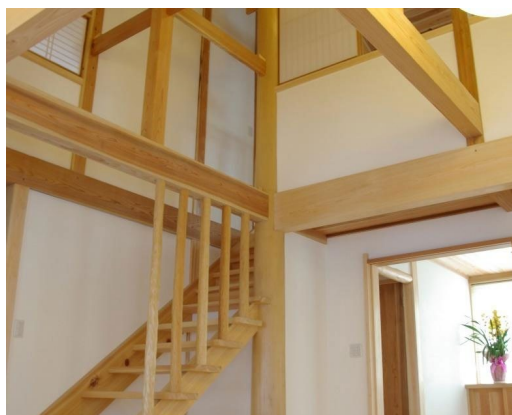
確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険証被保険者証		健康保険法	本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書			事業主		事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払いをする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される

▼特定工事証明書（第9号様式）に記載した指定資材が、対象住宅に使用されていることが確認できる写真とすること。

① 指定資材毎に1枚以上



特定工事（い草畳）



特定工事（しっくい壁）



特定工事（木製ドア）



特定工事（障子）

新築等の申請には以下の書類が必要です。

必須	国内木材を使用した場合のみ	手続き代行を依頼した場合のみ	特定工事を実施した場合のみ	No.	書類名	チェック
				1	木材利用ポイント交付申請書 [新築等] (別記第 1 号様式)	<input type="checkbox"/>
				3	住宅工事証明書 (別記第 2 号様式)	<input type="checkbox"/>
				5	木材納品証明書 (多摩産材) (別記第 5 号様式)	<input type="checkbox"/>
				6	木材納品証明書 (国産木材) (別記第 6 号様式)	<input type="checkbox"/>
				7	使用木材が国産木材であることが確認できる書類	<input type="checkbox"/>
				8	東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱第18条第 1 項に基づく東京ゼロエミ住宅認証書の写し	<input type="checkbox"/>
				10	建築基準法に基づく検査済証の写し	<input type="checkbox"/>
				11	工事契約書等または売買契約書の写し	<input type="checkbox"/>
				12	住宅工事完成写真	<input type="checkbox"/>
				14	申請者の住民票の写し	<input type="checkbox"/>
				15	交付申請者本人確認書類	<input type="checkbox"/>
				16	交付要件等確認書兼誓約書 (別記第 7 号様式)	<input type="checkbox"/>
				17	手続き代行に関する誓約書 (別記第 8 号様式)	<input type="checkbox"/>
				1	特定工事証明書 (別記第 9 号様式)	<input type="checkbox"/>
				2	技能士資格者であることを証明する書類の写し	<input type="checkbox"/>
				3	技能士資格者と特定工事を実施した事業者の雇用関係を確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>
				4	特定工事の完成写真	<input type="checkbox"/>

内装木質化の申請には以下の書類が必要です。

必須	国内木材を使用した場合のみ	手続き代行を依頼した場合のみ	特定工事を実施した場合のみ	No.	書類名	チェック
				2	木材利用ポイント交付申請書 [内装木質化] (別記第3号様式)	<input type="checkbox"/>
				4	内装木質化の施工証明書 (別記第4号様式)	<input type="checkbox"/>
				5	木材納品証明書 (多摩産材) (別記第5号様式)	<input type="checkbox"/>
				6	木材納品証明書 (国産木材) (別記第6号様式)	<input type="checkbox"/>
				7	使用木材が国産木材であることが確認できる書類	<input type="checkbox"/>
				9	省エネ改修に関する都の助成金が交付されたことが 確認できる通知書等の写し	<input type="checkbox"/>
				11	工事契約書等の写し	<input type="checkbox"/>
				13	施工箇所毎の内装木質化完成写真	<input type="checkbox"/>
				14	申請者の住民票の写し	<input type="checkbox"/>
				15	交付申請者本人確認書類	<input type="checkbox"/>
				16	交付要件等確認書兼誓約書 (別記第7号様式)	<input type="checkbox"/>
				17	手続き代行に関する誓約書 (別記第8号様式)	<input type="checkbox"/>
				1	特定工事証明書 (別記第9号様式)	<input type="checkbox"/>
				2	技能士資格者であることを証明する書類の写し	<input type="checkbox"/>
				3	技能士資格者と特定工事を実施した事業者の雇用関係 を確認できる書類の写し	<input type="checkbox"/>
				4	特定工事の完成写真	<input type="checkbox"/>

申請書類の原本を送付

- 原則としてレターパックライト又はレターパックプラスにより送付してください。
- 郵便における際に発生した「料金不足」「宛先の間違い」「普通郵便の未到達」等による事故・トラブルについては、責任を負いかねます。
- 内容不備・書類不備の場合は、申請を受理することができませんので、ご連絡をする場合があります。

新築等の申請に必要な書類

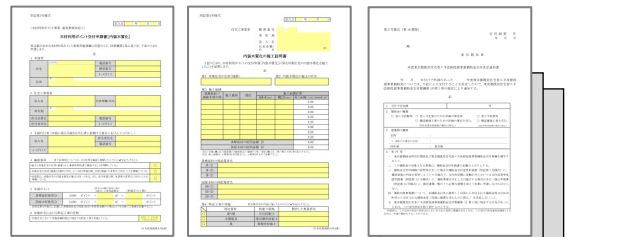
【別記第1号様式】 【別記第2号様式】 【建築基準法に基づく【東京ゼロエミ住宅認定検査済証の写し】 証書の写し】



その他必要な書類 (P29参照)

内装木質化の申請に必要な書類

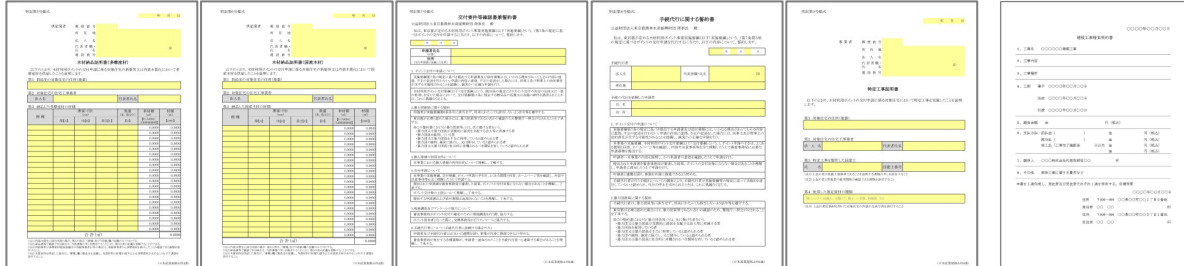
【別記第3号様式】 【別記第4号様式】 【東京都既存住宅省エネ改修促進事業補助金交付決定通知書の写し】



その他必要な書類 (P30参照)

【共通】新築等の申請・内装木質化の申請に必要な書類

【別記第5号様式】 【別記第6号様式】 【別記第7号様式】 【別記第8号様式】 【別記第9号様式】 【工事契約書等の写し】




(レターパック)

レターパックにて送付してください。

※事務局に送付された書類は、返却いたしません。
梱包前に必要書類のみか、再確認をお願いいたします。

送付先

申請書類を同封の上、以下の送付先までお送り下さい。

〒163-0426

東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング26階
木材利用ポイント申請受付事務局